

岩手県告示第 110 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 19 年 2 月 9 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 大船渡綾里三陸線
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
大船渡市赤崎町字石橋前 49 番 2 地先から字佐野 54 番地 先まで	新	m 16.5～12.0	m 40.4
	旧	12.0～12.0	40.4

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 2 月 9 日から同年 3 月 9 日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 釜石住田線
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町上有住字中沢 63 番 1 地先内	新	m 22.0～18.5	m 3.5
	旧	18.5～18.5	3.5

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 2 月 9 日から同年 3 月 9 日まで